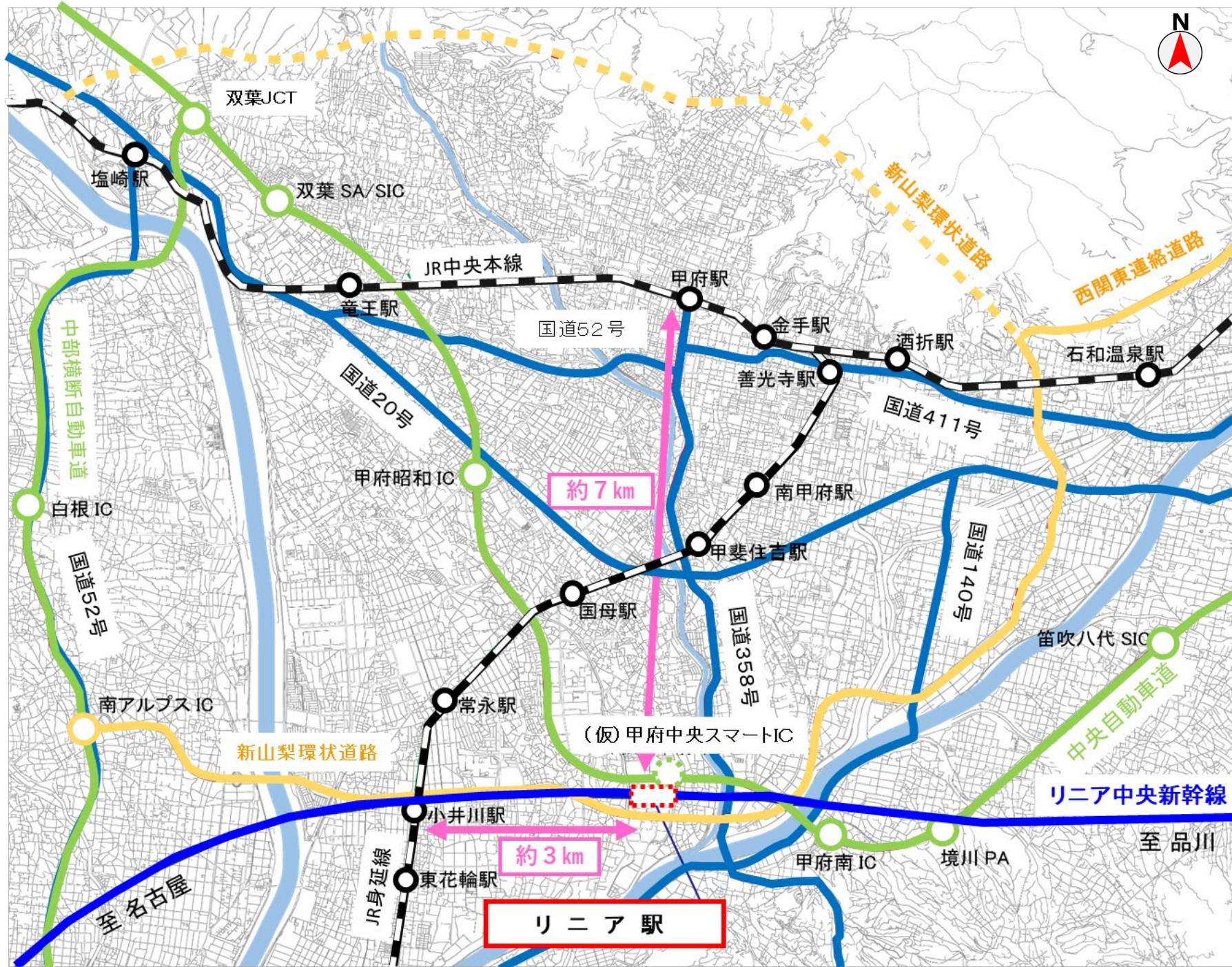


# 本会議の趣旨

令和4年7月15日  
山梨県

# リニア駅周辺の状況 「周辺の交通網」

リニア駅は甲府市大津町に設置されます。中央自動車道と直結し、新山梨環状道路、国道358号が利用しやすい立地にあり、**山梨県の充実した道路ネットワークをフル活用できる特性**があります。



甲府駅南口



出典：山梨県都市計画マスタープラン

小井川駅



出典：中央市リニア活用基本構想

# リニア駅周辺の状況 「周辺の施設」

リニア駅周辺は**工業団地・大学附属病院**が近郊に位置しています。今後、**商業、業務、交流、流通、生産、研究**などの機能の立地が期待できるポテンシャルの高い地域です。



## リニア駅前エリア整備の在り方検討会議

### 交通結節点の整備コンセプトを設定

- ・交通結節機能  
恵まれた道路条件を活かした交通結節機能の整備
- ・防災機能  
交通結節機能に対する防災機能
- ・サービス機能  
交通結節機能に付随するサービス機能の整備
- ・次世代モビリティへの対応  
山梨県の強みを活かし、将来を見据えた整備

### リニア駅と小井川駅とのアクセス向上を検討

- ・専用道（ルート）  
経済性や施工性等に配慮し、現実的な整備を検討
- ・次世代交通システム  
事業者と引き続き課題の把握や導入について検討
- ・整備運営手法  
ルート検討後、民間事業者の意向や要件を踏まえ検討
- ・需要の動向  
公共交通の需要の変化に応じた交通システムを検討

本会議で具体的な  
整備方針を検討

リニア駅前エリア整備の在り方検討会議を元に具体的な施設を有識者と検証

## リニア駅前エリア整備検討会議

### リニア駅前エリアの交通結節機能の整備について

- 交通手段を細分化し、これまで見込んでいなかった通勤・通学者数を踏まえ、施設規模を具体化

### 公共交通によるリニア駅と小井川駅との アクセス検討について

- リニアの緩衝帯利用可否を踏まえ、定時性・速達性を確保する現実的なルート検討
- 設備・運営とモビリティの検討と共に交通システムの導入を検討

# 会議の進め方

検討内容

第1回 7月15日

第2回 9月予定

第3回 12月予定

## リニア駅前エリア整備

趣旨説明  
北側エリアの段階的整備手法  
利用者予測の条件

需要予測結果・施設規模  
ゾーニング案  
整備基本計画骨子

取りまとめ

## リニア駅と小井川駅とのアクセス検討

趣旨説明  
リニア本線緩衝帯の条件

ルート検討  
整備・運営モビリティ検討

取りまとめ

# 事業の進め方

	2019	2020	2022	2023 ~	2027
リニア駅前 エリア整備	リニア やまなし ビジョン策定	駅前エリア整備 の在り方会議 ・駅前エリア整備方針	駅前エリア整備検討会議 ・基本レイアウト計画の作成	設計 用地取得 工事 等	リ ニ ア 開 業
リニア駅と小 井川駅とのア クセス向上		駅前エリア整備 の在り方会議 ・バスネットワーク検討 ・シャトルバス導入検討	駅前エリア整備検討会議 ・小井川駅までのルート検討 ・交通システムの導入検討	運営主体の決定 ルート整備 等	

# 委員名簿・開催要綱

委員	氏名	役職
学識者	稲垣 具志	東京都市大学 准教授
	佐々木 邦明	早稲田大学 教授
	鈴木 克宗	(一財) 道路新産業開発機構 主席研究員
	瀬田 史彦	東京大学大学院 准教授
民間事業者	小林 明	山梨県商工会議所連合会 専務理事
	小林 実	(一社) 山梨県タクシー協会 事務局長
	鈴木 修	(一社) 山梨県バス協会 事務局長
	山口 健一	(公社) やまなし観光推進機構 専務理事
行政機関	秋山 久	山梨県県土整備部 技監
	伊良原 仁	山梨県リニア未来創造局 技監
	下山 聡	甲府市まちづくり部 リニア交通政策監
	深澤 恵子	山梨県県民生活部 次長
	山本 由起子	中央市 企画課長

## リニア駅前エリア整備検討会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本県のリニア駅前エリアの整備方針を検討し、基本計画として取りまとめるため、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的としてリニア駅前エリア整備検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

### (意見を聴取する事項)

第2条 検討会議はリニア駅前エリア整備の在り方検討会議を踏まえ、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) リニア駅前エリア整備の基本計画に関する事項
- (2) リニア駅と小井川駅とのアクセスに関する事項
- (3) その他リニア駅前エリアの整備の推進に関する事項

### (構成員)

第3条 検討会議は、意見を聴取する事項に関して知識又は経験を有する者のうちから、山梨県リニア未来創造局長が依頼する委員をもって構成する。

2 山梨県リニア未来創造局長は、意見を聴取する事項に関して必要があると認めるときには、委員を追加することができる。

### (オブザーバー及びアドバイザー)

第4条 検討会議にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

### (会議)

第5条 検討会議は、山梨県リニア未来創造局長が招集する。

2 検討会議に座長を置き、山梨県リニア未来創造局長が座長を指名する。

3 座長は会議を進行する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

5 山梨県リニア未来創造局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、山梨県リニア未来創造局リニア未来創造・推進課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、山梨県リニア未来創造局長が定める。

### 附則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。